と連携して」に、「創業支援事業が」を「創業支援等事業が」に改め、同号イ中「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改め、同号ロ中「創業支援事業の」を「創業支援等事業の」に、「特定創業支援事業」を「特定創業支援等事業」に改め、同号ハ中「創業支援事業」を「創業支援等事業」に改め、同号に次のように加える。

ニ　創業支援等事業（第二条第二十一項第二号に係るものに限る。）の実施に当たり、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあっては、当該連携に関する事項

第百十三条第四項中「その創業支援事業計画」を「その創業支援等事業計画」に改め、同項第一号中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に改め、同項第二号中「創業支援事業計画」に、「創業支援事業が」を「創業支援等事業が」に改め、同条第五項中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に改める。

第百十四条の見出し及び同条第一項中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に改め、同条第二項中「創業支援事業計画（」を「創業支援等事業計画（」に、「認定創業支援事業計画」を「認定創業支援等事業計画」に、「創業支援事業と」を「創業支援等事業と」に、「認定連携創業支援事業」を「認定連携創業支援等事業」に、「第百三十四条」を「第百三十四条第一項」に、「認定連携創業支援事業者」を「認定連携創業支援等事業者」に、「創業支援事業を」を「創業支援等事業を」に改め、同条第三項中「認定創業支援事業計画」を「認定創業支援等事業計画」に改める。

第百十五条第一項、第二項及び第三項第一号イ中「第二条第二十三項第一号」を「第二条第二十項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第二十三項第四号」を「第二条第二十項第四号」に改める。

第百十六条中「認定連携創業支援事業」を「認定連携創業支援等事業」に改め、「平成二十五年法律第九十八号）」の下に「第百十六条に規定する認定一般社団法人等が行う同法」を加える。

第百十七条第一項中「認定連携創業支援事業者」を「認定連携創業支援等事業者」に、「創業支援事業に」を「創業支援等事業に」に改め、同条第二項中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に、「創業支援事業に」を「創業支援等事業に」に改める。

第百十八条第一項中「第二条第二十七項」を「第二条第二十四項」に改め、同条第二項の表第三条第三項の項中「第二条第二十七項」を「第二条第二十四項」に改める。

第六章第二節の節名を削る。

第百十九条から第百二十五条までを次のように改める。

第百十九条から第百二十五条まで　削除

第百二十七条第三項中「第五十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

第六章第三節を同章第二節とする。

第六章を第五章とする。

第百三十四条第一項中「認定特定事業再編事業者等」を「認定特別事業再編事業者等」に、「認定特定事業再編計画」を「認定特別事業再編計画」に、「特定事業再編の」を「特別事業再編の」に、「認定連携創業支援事業者若しくは認定中小企業承継事業再生事業者」を「認定連携創業支援等事業者」に、「認定創業支援事業計画若しくは認定中小企業承継事業再生計画」を「若しくは認定創業支援等事業計画」に、「、創業支援事業若しくは中小企業承継事業再生」を「若しくは創業支援等事業」に改め、同条第二項中「又は中小企業承継事業再生」を削る。

第百三十五条第一項中「、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者」を「又は認定特別事業再編事業者」に、「、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画」を「又は認定特別事業再編計画」に改める。

第百三十六条中「又は中小企業承継事業再生」を削る。

第百三十七条第一項中「、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生事業者」を「又は認定特別事業再編事業者」に、「、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画」を「又は認定特別事業再編計画」に改め、同条第二項中「第八条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第三項中「認定創業支援事業計画」を「認定創業支援等事業計画」に改め、同条第六項中「第五十六条第一項」を「第五十四条第一項」に、「又は第五十八条第一項」を「、第五十六条第一項に規定する債権に係る確認の業務の」に改める。

第百三十八条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第百四十条第一項第四号中「特定事業再編計画」を「特別事業再編計画」に改め、同項第六号中「創業支援事業計画」を「創業支援等事業計画」に、「創業支援事業を」を「創業支援等事業を」に改め、同項第七号を削り、同条第三項中「第八条第二項」を「第六条第二項」に、「第十条第三項」を「第九条第三項」に、「第十二条」を「第十一条」に改め、「（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則）の下に「、個人情報保護委員会規則」を加え、同項ただし書中「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、個人情報保護委員会」を、「国家公安委員会規則」の下に「、個人情報保護委員会規則」を加える。

第百四十二条中「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十六条第一項に、「第二十四条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十六条第一項の特定事業再編計画」を「第二十五条第一項の特別事業再編計画」に改める。

第七章を第六章とする。

第百四十七条を次のように改める。

第百四十七条　削除

第百四十九条中「第百三十八条第三項」を「第百三十八条第二項」に改める。

第百五十条第一号中「第四十五条」を「第四十三条」に改め、同条第二号中「第四十七条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第三号中「第百二十三条第二項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第百五十一条を次のように改める。

第百五十一条　削除

第百五十二条中「前二条」を「第百五十条」に、「各本条」を「同条」に改める。

第百五十三条中「第三十四条第三項」を「第三十二条第三項」に改める。

第百五十四条中「第四十条第二項又は第四十四条第二項」を「第三十八条第二項又は第四十二条第二項」に改める。

第八章を第七章とする。

第二条　産業競争力強化法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十六条―第七十五条」を「第六十六条」に、「第四章　株式会社産業革新機構による特定事業活動の支援等」を「第五節　技術等情報漏えい防止措置の実施の促進（第六十七条―第七十九条）　第四章　株式会社産業革新投資機構による特定事業活動の支援等」に、「第七十六条―第八十一条」を「第八十条―第八十五条」に、「第八十二条―第八十七条」を「第八十六条―第九十一条」に、「第九十七条―第百一条」を「第百一条―第百十四条」に、「第百二条」を「第百十五条」に、「第百三条―第百六条」を「第百十六条―第百二十条」に、「第百七条―第百九条」を「第百二十一条―第百二十三条」に、「第百十条・第百十一条」を「第百二十四条・第百二十五条」に、「第百十二条―第百二十五条」を「第百二十六条―第百三十二条」に、「第百三十三条―第百四十条」に、「第百三十四条―第百四十三条」を「第百四十一条―第百五十条」に、「第百四十四条―第百五十六条」を「第百五十一条―第百六十二条」に改める。

第一条中「株式会社産業革新機構」を「株式会社産業革新投資機構」に改める。

第二条第十一項第一号ヲ中「第九十七条第一項第一号」を「第二十一項」に改め、同条第二十六項を同条第三十項とし、同条第二十一項から第二十五項までを四項ずつ繰り下げ、同条第二十項第一号中「第百十四条第二項」を「第百二十八条第二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十三項とし、同条第十八項中「及び当該事業活動を支援する事業活動」を削り、同項を同条第二十項とし、同項の次に次の二項を加える。